

# 令和7年度第16回定例会

## 八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和8年2月4日（水）	午前9時30分
場	所	八王子市役所 議会棟4階	第3・第4委員会室

# 第16回定例会議事日程

- 1 日 時 令和8年2月4日（水）午前9時30分
  - 2 場 所 八王子市役所 議会棟4階 第3・第4委員会室
  - 3 会議に付すべき事件
    - 第1 第73号議案 令和7年度2月補正予算の調製依頼について
    - 第2 第74号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
    - 第3 第75号議案 「八王子市立学校 業務量管理・健康確保実施計画」について
    - 第4 第76号議案 八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定について
    - 第5 第77号議案 令和8年度（2026年度）統括校長を設置する学校の指定について
    - 第6 第78号議案 八王子市教育委員会事務局の組織改正について
  - 4 協議事項
    - ・図書館配置・運営基本方針の検討の方向性について（図書館課）
  - 5 報告事項
    - ・令和7年度「第9回図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について（教育指導課）
- 

## 出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	伊 東 哲
委 員	守 屋 香 里
委 員	田 中 雅 美
委 員	橋 本 政 樹

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	松 土 和 広
学校教育部指導担当部長	上 野 和 広
学校教育部学校施設整備担当部長	八 木 忠 史
教 育 総 務 課 長	武 井 博 英
地 域 教 育 推 進 課 長	高 橋 健 司
学 校 施 設 課 長	平 井 智 也
学 校 給 食 課 長	東 郷 信 一
学 務 課 長	中 野 みどり
教 育 指 導 課 長	古 川 洋一郎
特別支援・情報教育担当課長	遠 藤 徹 也
教 職 員 課 長	櫻 田 俊 二
統 括 指 導 主 事	狩 野 貴 紀
統 括 指 導 主 事	志 村 亮 介
統 括 指 導 主 事	福 島 裕 子
生涯学習スポーツ部長	佐 藤 晴 久
生涯学習政策課長	田 島 裕 子
放課後児童支援課長	坂 野 優 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	吉 森 研 吾
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	吉 田 博
学 習 支 援 課 長	松 井 洋 一
文 化 財 課 長	中野目 泰 明
日本遺産推進担当課長	塩 澤 宏 幸
こ ども 科 学 館 長	飯 塚 由 則
図書館課長兼八王子市図書館長	堀 内 栄 史
図書館企画調整担当課長	大 澤 吉 隆
教育指導課指導主事	上 田 隆 司
教育指導課指導主事	安 東 奈 々
地域教育推進課課長補佐兼主査	上 奥 健 二
教職員課課長補佐兼主査	大 竹 南 生

教 職 員 課 主 査

岡 部 諒 太

教育総務課課長補佐兼主査

岩 崎 隆 浩

教 育 総 務 課 主 任

田 中 美 緒

教 育 総 務 課 主 事

渡 邊 理 英

教育総務課会計年度任用職員

羽 山 あゆ美

【午前9時30分開会】

○安間教育長 大変お待たせをいたしました。本日の出席は5名でありますので、本日の委員会は有効に成立をいたしました。

これより、令和7年度第16回定例会を開会いたします。

はじめに、本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、守屋香里委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本市では、地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。御理解をお願いいたします。

また、議事録を作成するための手控えとして、審議内容を録音させていただきまので、御了承願います。また、録音データは議事録を作成した後、速やかに廃棄いたします。この録音データは議事録作成以外の目的で使用しないため、非公開といたします。

本日の議事でございますが、会議時間の短縮のため、報告事項「令和7年度「第9回図書館を使った調べる学習コンクール」の実施結果について」は、資料配付のみの報告といたしたいと思っております。第73号議、案第78号議案及び協議事項「図書館配置・運営基本方針の検討の方向性について」は未だ意思形成過程のため、第74号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。

-----◇-----  
○安間教育長 日程第3 第75号議案 「八王子市立学校 業務量管理・健康確保実施計画」について、を議題に供します。

本案について、教職員課から報告願います。

○櫻田教職員課長 第75号議案「八王子市立学校 業務量管理・健康確保実施計画」

につきまして、担当の大竹課長補佐より御説明いたします。

○大竹教職員課課長補佐兼主査 それでは、御説明いたします。

本提案は、教員の働き方改革の推進に関する標題の計画案を作成しましたので、これを諮りするものです。計画案は、お手元の資料、こちらを御覧ください。内容は、後程御説明いたします。計画案の次に議案関連資料と、その別添資料を1から4まで配付させていただきます。説明にあたっては、議案関連資料と添付資料を行き来いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは議案関連資料の1つ目、本計画の策定の経緯、法的根拠ですが、教員の給与に関する特別法、いわゆる給特法が昨年6月に改正され、その中で本計画の策定が義務付けられました。法改正の概要については、別添の資料1文部科学省資料を御覧ください。今般の改正は、優れた教員の人材確保を目的としており、大きく分けて3つの改正が盛り込まれました。1つ目に働き方改革の一層の推進、2つ目に組織的な学校運営及び指導の促進、3つ目に教員の処遇改善です。今回提案させていただく計画は、1つ目の働き方改革の一層の推進において定められたものです。令和8年度から全国すべての教育委員会に、教員の業務量の管理と健康の確保を目的とした、学校の働き方改革のための新たな実施計画の策定が義務付けられました。

議案関連資料にお戻りください。2番目、文部科学省の対応ですが、文科省は昨年9月末に実施計画の作成例、ひな型を示しました。全国の教育委員会は、このひな型を参考に、今年度中に計画を作成することになりました。別添の資料2を御覧ください。こちらが文科省の資料ですが、実施計画の策定に関する、国、都、市、学校におけるスケジュールを掲載しています。表の右から2列目に「市教育委員会」がありまして、その3行目に「実施計画の策定」の記載がございます。

議案関連資料にお戻りください。3つ目、本市の対応ですが、本市におきましても国の作成例に沿って実施計画案を作成しました。一方ですね、別添の資料3を御覧ください。こちらにありますとおり、本市には平成30年に策定した、働き方改革推進プランがございます。本市は、これまでこのプランに基づき様々な取組を行ってまいりました。その結果、別添の資料4プランの各取組の状況にありますとおり、プランに掲載した取組は、現在、全て着手済みであり、「実施済み」又は「継続」となっています。一方で、プランに掲載していない新たな取組も、現在多く行っているところです。こうした状況に鑑みまして、本市の対応としましては、文科省の作成例をもとに、本市の取組を改めて集約して実施計画を作成し、現行のプランを

移行することといたしました。

続きまして、議案関連資料の4つ目実施計画の内容について御説明いたします。お手元の計画案、こちらを御覧ください。まず、計画の期間ですが、計画案の表紙の中ほどにありますとおり、令和8年度から11年度までの4年間となっています。次に、計画に掲げる目標については、計画案3ページを御覧ください。大きく4つの目標、(1)時間外、(2)健康維持、(3)ライフ・ワーク・バランス、(4)仕事に対するやりがい、に関する目標を定めています。このうち、1つ目の時間外在校等時間に関する目標は、国により設定が義務付けられており、政府の掲げる目標「令和11年度までに1か月平均30時間程度までに削減する」と整合させたものとしています。なお、本市の現状はですね、計画案2ページの表にありますとおり、令和6年度実績において月29.5時間と既に国の目標水準を達成しており、この維持あるいは更なる削減を目指していくこととなります。また、目標の(2)から(4)においては、ライフ・ワーク・バランスや仕事のやりがい等に関する目標も国や都の目標を参考に設定しています。

次に、本実施計画に掲げる取組につきましては、5ページから8ページを御覧ください。本市が行っている教員の業務量の管理、また健康確保のための具体的な取組を集約し、掲載しています。なお、本市の現状の取組や計画を集約している性質上、目標や達成時期を明示できていないものもございます。そのため、この後各所管課には、各取組の毎年度の具体的な実施内容に関する計画を照会し、毎年度その実施状況を確認することにより確実な進行管理を行ってまいります。

計画案に戻ります。取組は(1)から(3)まで、大きく3つに分けています。

その1つ目、5ページから掲載している、(1)学校及び教員が担うべき業務の見直しは、その中心となる取組となります。少し具体的に御紹介しますと、例えば、ア学校以外が担うべき業務としては、(ア)に登下校時の見守り、(ウ)に学校徴収金の公会計化。また、6ページにまいりまして、イ教員以外が積極的に参画すべき業務としましては、(ア)のbに副校長補佐や、(ウ)に部活動指導員の配置。また、ウ教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務として、(ア)のaにスクール・サポート・スタッフや学年補佐の配置等の取組を掲載しております。

その他、7ページには(2)学校における取組として、アに授業時数の管理であ

ったり、ウにデジタル技術の活用。

また、8ページにはですね、(3)健康、福祉に関する取組としまして、アとして長時間労働者への医師や保健師による面接指導、エとして年次有給休暇の連続取得の促進等の取組を掲げております。

その他、計画案9ページ、10ページには、関連する取組、今後のフォローアップとしまして、(1)時間外在校等時間の公表及び報告や、(2)目標達成状況の把握方法等といったことについて掲載しています。

では、再び議案関連資料にお戻ください。最後に、5つ目の実施計画策定後の対応について説明いたします。計画が決定した後、2月中に教育委員会内部への配付を予定しています。また、小・中校長連絡会において、学校に説明をします。3月にホームページにて公表、5月に総合教育会議で報告を予定しております。なお、本計画の実施状況については、給特法において、毎年度ホームページ等での公表と総合教育会議での報告が義務付けられています。本教育委員会定例会議においても、毎年度実施状況を報告させていただきます。

結びに、参考情報をお伝えします。今回の給特法改正に関しましては、本議案のほかにも教育委員会定例会にお諮りする予定の案件がございます。まず、本日この後の議案で、学校運営協議会設置規則の改正の提案が予定されています。また、3月の定例会では、新たな職「主務教諭」の設置について提案が予定されております。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はありませんか。

○伊東委員 御説明ありがとうございました。今のお話の中で5ページ、この青い資料のもの、冊子のAのですね、5ページのところに学校及び教員が担うべき業務の見直しで、大きなAの学校以外が担うべき業務というところについて、ここが今回本丸でやっているようなお話があったのですけれど、この学校以外が担うべき業務の(ア)から(エ)の状況、御説明の中にまだ現状が把握できてないというようなお話があったんですけども、現状が把握できないとどういうふうに進めていかよくわからないって部分もあろうかと思って、例えば、(ウ)のですね、学校徴収金の徴収管理、この辺りについては、数字的には多分もうほぼ100%ぐらいになって

るんじゃないかと思うんですけども、この辺について具体的な数字ってのはいつごろ出るんでしょうか。

○大竹教職員課課長補佐兼主査　　まず、現状が把握できていないというよりは、現状の取組や現状ある計画を集約しているというところでありまして、現状自体は各所管課で実際把握してるところであります。

○伊東委員　　では、ちなみにこの（ウ）の公会計と、この部分ですね、銀行振り込みとこれはどのぐらいの現状なのか。

○東郷学校給食課長　　給食費のほうにつきましては、ここにも書いてある通りで、8年度、4月から、今年の4月から進める予定になっております。口座等の話なんですけれども、今はもう無償化になっておりまして、実際には徴収金は、児童・生徒の保護者には発生していないんです。なので、食材業者とかそういった部分は整理して、公会計として市民に提示できるような、財務会計上わかるような形で、もう4月からできるような形で、進めております。

○安間教育長　　まだあるでしょう。給食だけじゃないでしょう。

○武井教育総務課長　　それ以外の徴収金については、多々あります。ただ現状としては、まだそこがシステム化をするかどうか、文部科学省はこういった形で報告はしてるんですけども、まず26市の自治体でもですね、実際にうまく始まっているのが町田市だけということで、町田市も導入までに3年かかっています。私どもも、実際、町田市を視察させていただいたんですが、一番の課題は学校の事務さんの負担がこれまで以上にかかってしまう、そこを解決するのにやはり3年かかったと。実際3年たった現在も「導入前よりも大変だ」という意見が大半だということもありまして、現在システムベンダーさん等とも私も話をしてるんですが、八王子版で、どうせやるからには、お金もかかることですから、お互いWin-Winになるような形のものというところを考えておりますので、現状、まだすぐということではないんですが、始めるための準備は進めているところでございます。

○伊東委員　　今伺いして、現状を初めて知ったんですけども、私、教員やってたのが平成6年ぐらいまでだったんですけど、区だったんですけども、もうそのときに、すでにもう学校徴収金については全部銀行振り込みだったんですね。なので、それからもう長い年月が経っている中で、まだそういうシステム化ができていないって

いうところにちょっと驚きを感じてるんですけど、やはり働き方改革において教員がお金を徴収したりですね、それからそれを管理したりする上で、私も前職のときにですね、サービス事故を担当していましたが、こういったことから起因するサービス事故というのはすごく多いわけですね。一生懸命働いているにもかかわらず、一生懸命仕事をしてる中で、サービス事故が起きてしまうというような、こういったこと、こういうようなことが起きているのであれば、教員になりたいなんて思う人いないですよ。そういう意味で優秀な人材を確保するという意味でもですね、いち早く、26市で町田に先行されてるという話ですけど、やっぱり中核市の八王子市がとにかく先行していただきたいなっていうふうな思いがありますので、ぜひともですね、早急に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

○守屋委員　御説明ありがとうございます。今伊東先生のお話があったように、先生が担うべき業務と、教員以外が担うべき業務、しっかりはっきりさせるのは今回よかったと思うんですが、ここの中で、やはり在校等時間を30時間以内に減らしていくという、報告もするということになる、多分学校側、管理職のほうはやはり大きな声を出す、大きな声というか、それを進めてきちんと推進していくために言っていきます、ただそれが以前よくあった持ち帰りの仕事にならないかどうか。声を大にして通知を出していくと、実際本当に仕事量が減らない限り、やる仕事量は変わらない、法律だけに求めるのはとても厳しいなと思うので、数字だけにはしてほしくないなっていうのが1点。

あともう1つ。八王子市、やはり児童・生徒の平均値ではなくて、やはり一人ひとりが困らないようにっていうのは教員も一緒だと思うんですね。同じ教員でも時期によって、大きく、仕事に対する集中度とか、とにかくしっかりやりたい時期と、今はできない時期というのが大きく変わってくると思うので、やはりそういう意味では、ここの(3)、(4)、やりがいか仕事以外とのバランスという、本来の教員になったときの満足度とか、そちらに対しての数値をどんどん上げていくっていうのが本来の目的ではないのかなと。もちろん国から言われて定めなきゃいけないというところは、もちろんいいことだとは思いますが、高ストレス者とか今10%って書いてあるのが、「本当に」とかって思ったりするところもあるんで

すが、やっぱりここの満足度が上がっていくような、時間じゃない、きっちりとした区分けみたいなところは、今後もお願いしたいなというふうに期待してます。よろしくをお願いします。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

○田中委員　御説明ありがとうございます。私のほうから、ちょっと部活動に関する部分で質問なんですけど、これまで何度か部活動部分のところ、ガイドラインだったりとかで色々と、生徒さんが減っていったりとか、先生の負担削減ということでの方針というのは決めて、今後またどんどん改革をしていくっていう認識でしょうか。まだやっぱり先生の中では「負担が高いぞ」という意見があって、これから解決、継続ってなってるんですけども、今後また見直しを進めていくっていう形ですかね。

○志村統括指導主事　活動改革については、ここに示してるとおり、令和8年度でロードマップが、学校部活動についてはロードマップが完成いたしますので、その時点のところ一旦評価していく形になって、また次の取組へという形になりますが、一旦はこの令和8年度でロードマップが完成するという状況になっております。

○田中委員　8年度のはもう学校には通達していて、そこからスタートして行って、実質、生徒さんだったり、先生たちの御意見を聞いて、その後っていう形で、認識で大丈夫ですか。

○志村統括指導主事　ロードマップが令和8年度までで、まず一旦は完成をするので、その後また、状況をみながら、改訂するところは改訂していく形になります。

○田中委員　わかりました。ありがとうございます。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

○橋本委員　ちょっと教えて欲しいことも多々ありますけれども、今も学校の先生方はお金の授受をされているっていう、そういう認識でしょうか。教師という「師」がついてる職業ですので、「師」のお金の近辺の授受について別ルートは早急にすべきかと思うのが1つ。

あと、弁護士さんのことが書かれていますけども、対応するような苦情に対する、対応できる体制を構築するっていうことですが、そういう今の状況はどうかということ。

あと教職員の健康と福祉の確保っていうことで、クリニックをやってるんですけども、教員の方、小学校の方で若い方ですね、自分の子どもさんを保育園に預けていて、よくある話ですけども、病気になって迎えが来たときに、なかなか学校から出れないという、そういうもどかしさを抱える方が非常に多いですね。その辺のところの手当てについても、ちょっとお願いしたいかなというふうに思います。

○安間教育長　　まず1点目の、まだ学校の先生たちがお金管理をしているんですか、という認識についてはいかがですか。

○櫻田教職員課長　　今御質問ありましたように、学校が行うもの、それから学校以外が行うものという、3分類が国からも示されております。学校で行うべきではないといたしますか、学校の先ほどありました徴収については、今後、この計画の中で。

○安間教育長　　いや、認識じゃないんです。そういう事実を把握してるのか、いないのか、やってるのか、やってないのか、ですよ。まず、最初の質問。

○櫻田教職員課長　　現状では、学校の教員、あるいは学校職員も一部、学校によっては学校の先生が管理してるということも、耳にはしてるところでございます。

○安間教育長　　耳にしてるだけだと、実態はつかめないよね。

○橋本委員　　こういうのは校長権限なんですか。学校によって違うってのは。

○安間教育長　　学校によって違うのはなぜか。

○櫻田教職員課長　　それぞれ役割分担が、学校長の中でも事務の職員に行わせたり、教員が担当するというようなところもあると聞いておりますので、詳細の、どこの学校がどのぐらいというところまではちょっと今把握はできておりませんが、全体的には教員がやるべき業務から切り離すべきということが示されておりますので。

○安間教育長　　できるのはいいんだけど、まずは、橋本先生が言ってるのは、実態そういうのはあるの、ないのって聞いているんだから、じゃあ「ある」ってことですね。

○櫻田教職員課長　　「ある」っていうふうに、現状は認識しております。

○安間教育長　　じゃあ2点目は、誰が。

○狩野統括指導主事　　スクールロイヤーについての現状でございますが、現在学校の問題に関して、スクールロイヤーに校長先生や副校長先生を通して相談ができるというような状況になっております。直接保護者とスクールロイヤーが問題について話

すということは、できないような建付けになっている状況です。

○安間教育長 3点目、健康管理。

○櫻田教職員課長 橋本委員がおっしゃったのは、おそらく学校の先生たちも、児童、小さなお子さんを預けながらお仕事をされてるといふところの健康管理のお話かと思えます。そういった職員も含めて、時間外在校時間ですとか、ストレスのチェックですとか、そういったところも含めたものがこの計画の中に含まれておりますので、すべての教員についてそういう健康管理を把握をしてくといふふうに考えております。

○安間教育長 それぞれ答弁が終わりました。

○橋本委員 スクールロイヤーについて、弁護士さんについては実態が変わってきて、垣根をできるだけ低くして、ちょっとややこしくなりそうだったらすぐに対応できる、相談できるような、そういう仕組みを構築したほうがお互い、保護者にとっても、教職員にとっても、楽かなと思うんですね。昔みたいに「おお、弁護士出てきた」といふような、そういうハードルが結構低くなってきております。あと、時代がどんどん変わってきてますので、特に金銭については、本当に綺麗に分かれたほうが、これからの時代を考えても、本当に早めに対応、手を付けといたほうがいいかとは思います。

○安間教育長 そのとおりですね。

○伊東委員 私、こんなこと言うべきかどうかはわかりませんが、自分の経験談をちょっとお話をさせていただきたいんですが、私も教員のころですね、お金を集めて、部活の会計にしても、学校徴収金にしても、自分で集めて、子どもに持ってこさせてですね、集めたお金をプールして、業者が取りに来るまで持っていたんですよ。それを、じゃあ保管するときどこに保管したらいいか、「事務室の金庫に入れてください」と言ったときには、やっぱり入れてくれないんですね。私の経験ですから今どうかはわかりませんが、でもそこにはやはり、事務の方のやはりお仕事の領分とですね、教員の仕事の領分がやはりそれぞれあるので、なかなか先生が集めたお金を事務で預かるのはちょっとどうなのかなといふのは論理だと思うんですけども、もしですよ、もし今もそういうようなことがあるんだとしたら、これは大問題で、それでそのためにですね、盗難が発生したりとかですね、いろんな事

故が現実に起きてるってのも、私は記憶しています。こういった問題を解消していくためには、そういうようなシステムを作ることだけではなくて、事務職員の方々に対するケアというのもしていただいでですね、こういうようなお仕事を、今までになかったお仕事をしていく上で、事務の方々の負担があるんだったら、その部分を解消できるような何か取組も合わせてしていかないと、これはWin-Winにならないと思いますので、その辺についてもぜひ何とか取り組んでいただく、この教員の庶務改善、こういった働き方改革との関連で、併せて事務の方々に対してのケアというものも、ぜひしていただけたらいいかなというふうに思います。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

○田中委員　すいません。先日、子育て応援サポーターの活動の中で、ちょっと子どもの遊び場に視察に行ったときに、八王子市で働く小学校の先生、女性の方が産休中で、お父さんが町田市の小学校の教員で、そのお父さんも育休を取られているということで、産休、教員としての産育休制度っていうのは、進んでいらっしゃる、そして男性が取れる環境も進んでいるんだなっていうふうなのも実感が、リアルな声であった、進んでいる、ちょっとずつという感じだとは思いますが、今回はこちらの中に産育休制度ってところは、記載はないんですけども、これって、この計画の中の外という認識で良いでしょうか。

○大竹教職員課課長補佐兼主査　おっしゃるとおり、この業務量管理・健康確保の計画の分野の中には入っております。ちょっと文言として入っていないというところがございます、東京都のほうでも産育休の推進はしておりますので、それは引き続き進めていくところであります。

○安間教育長　ほかにございましょうか。

まず、この資料4の令和7年度「働き方改革推進プラン」各取組の状況、令和6年度までってやつですね。一番話題になっておりました、最初の(1)の②学校徴収金の管理体制の確立については、「実施済」ってなってますけど、何をやったんですか。具体的に言ってください。

○東郷学校給食課長　広い意味で言うと学校給食も入っておりまして、学校給食のほうは公会計化は無償化されているので、実際問題、徴収金はないんですけども、公会計化にかなうような形でいろんな整備、食材費、その辺をやっております。

- 安間教育長 わかりました。わかったんだけど、この資料作ったのはどこの課なんですか。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 各課に照会を出して、教職員課で取りまとめました。
- 安間教育長 教職員課が「実施済」って判断したんですよね。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 各所管課に。
- 安間教育長 今のは給食の話だけじゃない。何を実施したんですか。もう一度、総まとめである教職員課として答えてください。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 働き方改革推進プランの実施状況については、毎年度、取組状況を各課に照会しておりまして、それを取りまとめた結果を資料としております。私の手元の担当所管課からの回答資料においては、実施した内容としましては、学校での銀行振り込み、口座引き落としを「徴収を実施した」ということが、「実施済」とされています。
- 安間教育長 それは、その学校がってことでしょうか。全校でやってるんですか。いやいや、担当として「実施済」、この文字を書いたんでしょう。それは何を根拠に「実施済」っていったんですかって聞いてるんですけど。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 担当所管のほうから出てきている「各学校における銀行振り込み、口座引き落としによる徴収を実施した」ため、「実施済」との判断を掲載しています。
- 安間教育長 いや、全然意味が分かんない、今の補足。もう1回、ちょっとわかる言葉で言ってください。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 教職員課として担当所管課の回答を取りまとめている内容としては、「各学校における銀行振り込み、口座引き落としによる徴収を実施した」というものなんですけど、その詳細についてはもし可能なら本回答を行った所管課長に説明をお願いしたいと思います。
- 安間教育長 所管っていうか、この事業自体の所管は教職員課なんでしょう。
- 大竹教職員課課長補佐兼主査 はい。
- 安間教育長 細かいことはわかりませんって、ただ取りまとめただけですって言ったら、何と何と何を取りまとめるとこうなるんですか。そういう学校がありますよっていうことと、それと給食がまだやってないよね、令和8年度から公会計化します

よと、この2つをもって「実施済」って判断したんですか。

○大竹教職員課課長補佐兼主査 申し訳ありません。本取組に関し、おっしゃるような  
具体の詳細までは、把握しておりませんでした。

○安間教育長 具体の詳細を把握してなくて、なぜ「実施済」って書けるんですか。

○大竹教職員課課長補佐兼主査 正直に申しまして、照会の結果、本取組を実施する所  
管課から「実施済」ということで、その根拠として、この取組内容が来ましたので、  
取りまとめ担当課として「実施済」の評価を承認し、掲載したものです。

○安間教育長 いや、この内容というのは、今言ったように学校徴収金を銀行振り込み  
にしている学校がありますよっていう事実が1個。もう1つ、今はやってないだけ  
ど、給食課がこの4月にやるんだよ。というその2つだけじゃないですか。その2  
つをもって判断したんですかって聞いているのです。

○櫻田教職員課長 申し訳ございません。この全部の働き方改革プランにおける、学校  
徴収金の管理体制の確立ってところの取組の中身としまして、学校での銀行振  
り込み、口座引き落としによる徴収を行うというものを当時の目標として掲げてい  
ました。それが、令和3年から令和6年の取組の中で、各学校において銀行振り込  
み、口座引き落としが完了したということで、「実施済」であると、私どものほうで  
は、把握をしているところでございました。

○安間教育長 さっきの現状と矛盾してません。なんで完了してるのに、お金集めてる  
学校があるっていうふうに答えたんですか。

○櫻田教職員課長 申し訳ございません。私も正しく正確な情報でお答えすべきかと思  
いましたが、ちょっとそのような。

○安間教育長 どっちが正しいんですか、じゃあ。

○櫻田教職員課長 この学校徴収金の管理というところにつきましては、口座振り替え  
ができていうことでもあります。

○安間教育長 教員が集めてることはないってことですね、じゃあ。

○櫻田教職員課長 そこのところが、教員が、何でしょう、お金を1回預かって、それ  
を口座振り込みにするのか、学校の徴収したお金をどのように管理していくかとい  
うところでは、口座振り込みにはなってるだろうということです。

○安間教育長 いやいやいや、それは違うでしょう、だって、集めたのを銀行に預けた

か預けないかだけの問題。だとすると、なんで全校で完了してますって言えるの。まあいやもう、とにかくそういうことなんですよ。逆の面から言うと、さっき武井課長がきっちり全員引き受けてね、答弁してくれたけど、町田市の課題っていうのは、事務職の負担が多くなるってことでしょう。それが大きな課題になってるってことですよ。ということは、その負担っていうのがあるんですよ。それを誰にやらすって言ったの。先生たちにやらせるってことでしょう。そこに手つけてないじゃない。だから、せめてこれ「実施済」じゃなくて、「検討中」だよ、まだ。

○大竹教職員課課長補佐兼主査　お話を伺い、この取組状況の評価に、一部誤りがあるかなというふうに認識しました。申し訳ありませんでした。

○安間教育長　とにかく現状をちゃんと分かってないとだめだと思うよ。やっぱり学校の先生がお金集めて、机の上で、教材研究する同じ机の上でだよ、「ひ、ふ、み」なんてお金数えてる状況、どう考えてもおかしいよ。で、さっきも言ってくれたみたいに、事務職にやってもらったらそれが負担になるんでしょう。だから、「じゃあどうするの」って言ったときに、この認識だとそれそのままにしちゃうよ。「先生たちやって」って。それでも、「調査の結果、銀行での徴収金はやってるようですから完了しました」って言い切っちゃうでしょう、言葉としては。でも、「実際やってるじゃない」って言ったら、「一部の学校はやってます」っていう、そういう説明でしょう。これじゃあ、先進まないとと思うよ。さっき伊東先生が言ったみたいに、もっとドラスチックに、役所なんだから、新たな業務が出てきたら、今やってる業務の中からいらぬものを削ってやるのが役所でしょう。違うの。もし増えたんだったら、新たに課を作ったり、人を増やすのが役所なんじゃないの。だから、現実として事務職にそれだけの負担がかかるんだよ。で、「それ、誰がやってたんですか」っていう話だから、ここに手つけなかったらだめじゃないの。これをやる人、学校に配置しなきゃいけないんじゃないの。というロジックで進めないと、この話って全然進まないと思いますよ。まあ、私は働き方改革については、勤務時間の話もありますけど、私、こんなこと言ったらいけないかもしれないけれど、学校の先生、そんなにね、定時がどうのこうのだなんて考えてないよ。むしろ、こういうことですよ。そこの辺、やっぱり本気で手つけなきゃいけないんじゃないのかなって思いますよ。だからね、さっき伊東先生が言ったように、もうそこはどうしても足りないって

うんだったら、そこを補う、もしくは他を削るっていうのが役所の仕事なんだから、そういう思いでやらないと進まないですよ。で、いつまで経っても、じゃあ学校の先生になあなあで任せてくっていうね、そういう話ね。部活の話にしたってしかりですよ。やる気あってやってくれる先生がいるよね。「だからそれはいいよね」っていうふうにやってるからそうなっちゃうんであって、やっぱりそこには何らかの定義が必要だっていうなら、国の補助制度でもなんでも使いながらさ、兼職兼業をもっと八王子でもガンガン進めてさ、そういう先生たちには、勤務時間終了後も部活やってるんだったら、もうちゃんと謝金出せよと、ていうふうに整理するのがこの働き方改革なんじゃないんでしょうか。

○大竹教職員課課長補佐兼主査　先ほど言葉が足りなかったところがありまして、取組状況を「実施済」としたところを、「誤りと認識した」とお伝えてしまったんですが、これ、「継続」とすべきところを「実施済」としてまとめてしまったので、疑義を抱かせることになってしまいました。申し訳ありませんでした。

○安間教育長　私が言っている本質をもっとわかってよ。つまり、そうやって「本気じゃない」ってことを言いたいんだよ。実態のない言葉で説明するから、私もまた言い返すけど、つまり、こんな意識なんだよ。これでやってるから先に進まないんだよ。違えて書きましたとか、書き間違えましたっていう問題じゃないんだよ。やってる、その母体そのものが、そういう意識だからこうなるんだよ。

　　ということで、火がついてしまいましたが、もう1つ、他の課でも学校から副校長から何か書類が来て、これが不備だからって追っ返して、出させ直したりしてる事例ってのはないですか。以前にもお話したけれども、関西のほうのある市でね、教員にお金集めさせて、それでその何とか書類作って、事務室に持ったら、その事務職が「ここ間違ってるな、やり直し」ってやった例があったんですよ。でも、その先生、子どもたちを追っかけまわしてる最中なんです。それが正しい社会ですかね。自分たちの大切な子どもたちを預けている先生たちに、そういうことをやらせますか、皆さん方は、親として。親として、先生たちが今一生懸命、暴れてる子どもだとか何とかを追っかけまわしてる最中に、「これやり直しだ」って突っ返しますか。ということが根本にあるんじゃないでしょうか。軽く言うつもりだったけれども、つい私もヒートアップしました。根本的に考えないとだめだよ。もっとちゃ

んと行政として考えようよ。「何とかなるだろう」じゃなくて。お願いします。文言がないとかあるとかそういう問題じゃないから、今の根本のところに戻って、これ、今度こそしっかりと進めてください。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、以上の議論を踏まえまして、本案についての賛否の御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　ということは、今のような、私1人じゃない皆さん方の御意見を踏まえた上で、「実施をしていく」という意味で、この本案についてのお諮りをしたいと思います。

只今議題となっております第75号議案については、計画は計画、だけど実施していくことはしっかりと実施していくということをお約束していただいた上で決定することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないものと認めます。

よって、第75号議案については、そのように決定することにいたしました。

お疲れ様でした。失敗したなど思ってるでしょ。

-----◇-----  
○安間教育長　日程第4　第76号議案　八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定について、を議題に供します。

本案について、地域教育推進課から説明願います。

○高橋地域教育推進課長　それでは、第76号議案八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則設定について、担当の上奥課長補佐より説明申し上げます。

○上奥地域教育推進課課長補佐兼主査　それでは、議案関連資料をもって説明させていただきます。本議案は、先ほど第75号議案において説明がございました、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

の改正に関連しまして、本市の規則の改正を行う旨をお諮りするものでございます。

議案関連資料の2枚目のですね、文部科学省HP掲載資料より抜粋っていうものがあるかと思えます。真ん中、概要というところを御覧いただきたいんですけども、概要の1のところは先ほどの第75号議案に関する法改正のところでした、下の(2)学校における実施の確保のための措置のあるところの太枠で囲ってある項目が本議案に関連する法改正部分となっております。学校運営協議会に関して規定されている、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5が改正となりまして、学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等の校長が、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針の中に、当該学校における業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるということになりました。つまり、これまで学校運営協議会の承認が必要としていました、教育課程の編成などの学校運営に関する事柄の中にですね、今回自治体ごとに作成をいたします、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいて、各学校が自分の学校での働き方改革を推進するために実施する取組というものも含まれることになったということでございます。

本法改正をうけての規則改正の内容です。議案のほう御覧いただきますと、本市では、学校運営に関することで学校運営協議会の承認を必要とすることを、八王子市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の第9条学校運営に関する基本的な方針等の承認において定めております。本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいて定めた規則であることから、本規則の第9条に今回の法改正を反映いたしまして、学校運営協議会の承認が必要な項目として、6項目に教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を追加いたします。改正後の条文については議案の改正後のところのとおりでございます。

改正規則の施行は、令和8年の4月1日を予定しておりますので、本改正で追加する事項についての承認は令和9年度分からということになります。

学校運営協議会の周知につきましては、学校運営協議会情報連絡会などの会長の方々が集まる機会において、今後行ってまいります。

説明は以上です。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

○伊東委員 御説明ありがとうございます。学運協のですね、検討項目の中にこういったことが入ってくるって、とても良いことだと思うんですけども、従前の規定でいきますと、教育課程の編成、その他、教育委員会規則云々かんぬんということで、ある程度、校長先生サイドでですね、学運協を乗り切れる部分もあるかと思うんですけども、今回この業務量の問題とかですね、色々働き方改革の問題でいくと、国や制度的な問題と非常に関連することに関して、学運協で議題になって、校長先生がなかなかそれは解決できない課題だというようなこともあるかと思うんですけども、そういった問題に対して校長先生がどういうふうに答えていったらいいのかとか、そういうようなことに対するQ&Aみたいなものってのを作る必要があるような気がするんですけど、この辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○上奥地域教育推進課課長補佐兼主査 今後、本改正について周知する中で、当然校長会とかでも周知を図っていく予定でおりますので、その際にあわせて、こちらとしても説明資料については作成していこうということで考えております。

○安間教育長 ほかにございましょうか。

○守屋委員 御説明ありがとうございます。今、最後に令和8年4月1日から施行するって言って、令和9年度分からっていうことは、8年度は、要は数字を取って、9年度から報告とかをしていくという形になるのでしょうか。

○上奥地域教育推進課課長補佐兼主査 令和8年度分の部分については、ちょうど今、学校運営協議会が大体2月から3月にかけて、今まさにやっているところですので、本法律の改正が4月1日ということですので、4月1日以降のものについての承認ということで、してくださっています。

○守屋委員 ありがとうございます。

○安間教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 特に御質疑ないようでございます。

それでは、本案について賛否の御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

こちらよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　それでは、御意見もないようでございますのでお諮りをいたします。

　　只今議題となっております第75号議案。76号議案ですね、については提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　御異議ないものと認めます。

　　よって、第76号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----  
○安間教育長　日程第5　第77号議案　令和8年度（2026年度）統括校長を設置する学校の指定について、を議題に供します。

　　本案について、教職員課から説明願います。

○櫻田教職員課長　第77号議案令和8年度統括校長を設置する学校の指定につきまして、担当の岡部主査より御説明いたします。

○岡部教職員課主査　それでは、御説明いたします。

　　資料2枚目の議案関連資料を御覧ください。本件は、八王子市立学校の管理運営に関する規則第6条の2及び統括校長を置くことができる学校の基準の第3の規定に基づき、令和8年度に統括校長を設置する学校を指定するものでございます。統括校長につきましては、平成21年度より導入された東京都の制度であり、地区教育委員会が定める学校の管理運営規則によって、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として統括校長を置くことができるとされております。なお、任命につきましては、任命権者である東京都教育委員会となっており、小・中・義務教育学校における都全体の統括校長の設置校数につきましては、57校となっております。

　　1枚目の議案資料にお戻りください。この度、本市からの統括校長に関する推薦に対し、東京都教育委員会より内諾がございました。その結果を踏まえ、統括校長の設置校として指定いたしますのは、たがの森小中学校、みなみ野小中学校、高尾山学園中学部、いずみの森義務教育学校の4校でございます。なお、小中一貫校については、いずれも校長の配置が中学校籍となっているため、中学校での指定となります。指定の根拠につきましては、議案関連資料にお示ししております統括校長を置くことができる学校の基準第2のとおりでございます。いずれの学校にも共通

する事項としては、八王子市教育委員会の重点施策であります、義務教育学校及び小中一貫校であり、校長1名、副校長3名という管理職の特例的配置が認められている学校でございます。

説明は以上でございます。

○安間教育長 只今、説明は終わりました。

本案について、御質疑、御要望等はございませんか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長 それでは、私から1点。もうここ数年検討してくださいねって言うんですけど、この統括校長を設置する学校の設置についてのこの案、そろそろ見直し始めたほうがいいんじゃないのかな。当然、今年も5校目を要望はしたんだよね。5校目、6校目までね。

○岡部教職員課主査 東京都に推薦する段階では、この4校に加えて、館小中学校及び加住小中学校についても推薦をしております。

○安間教育長 向こうのキャパがあるからね、そういう話になっちゃうんだろうけど、もしそうだとすると、当初のここの、うちで作ってるこの設置する学校のルールをね、小中一貫校には配置しますっていうルールが、じゃなくなっちゃうと、そのこの条項を解決するような設置基準に変えたほうがいいんじゃないのかな。むしろこの「義務教育学校にはします」みたいなこと言っちゃうと、今度だって、みなみ野だって、館だってやり始めちゃうでしょう。そうなったときに、キャパがありますからって言って、じゃあそのルールでは置けませんってなっちゃったときに、矛盾してしまう。要するに、次のルールが必要になっちゃうの、どんな学校だから、みたいなね。で、そうなってくると、中身に入ってて、結構難しいと思うよ。だから、そういう意味で、もう1回これ見直してくださいよ。1年ぐらいかかけてね。おそらく、今後のこと考えたときに、具体的に言っちゃうと、川口中とかね、今後こうね、なったときにね、恩方中もそうなってくるのかな、南大沢中もそうなんだ、なんていうところのほうが課題は大きいんじゃないのかなっていう気がする。こんなこと言っちゃいけないけど、館にしても、加住にしても、小規模校が小中一貫校になり、義務教育学校にはなるかもしれないけれども、ある程度小規模校化して、し

かももう定着してるじゃない。そうすると新たな課題、大きな課題って言えるのってのは、むしろ実質的に言ったら、私が今挙げたような学校のほうなんじゃないかな。そんな気がする。みなみ野は、確かにこれも課題として残るんだよ。みなみ野君田をどういうふうにしていくかっていうね、大きな課題もあるしね。だから、なんか1回ちょっと検討してみてください。ちゃんとルールどおりに配置してますよって言えるようなルールに変えとかなないといけないと思いますよ。ぜひ、時間かけて検討してください。

○高橋地域教育推進課長　　今いただきましたとおりですね、今後の学校再編、小中一貫校の整理等ですね、これに絡めましてセットで検討して参ります。

○安間教育長　　お願いします。

それでは本案について賛否の御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　それではお諮りいたします。

只今議題となっております第77号議案については、提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　御異議ないものと認めます。

よって、第77号議案については、そのように決定することにいたしました。

-----◇-----  
○安間教育長　　以上で公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安間教育長　　ないようでございます。

それでは、ここから非公開となりますので、傍聴の方、恐縮でございますけども、御退席をお願いします。

【午前10時25分休憩】